平成２９年（フ）第１０００号
東京都青梅市新町９丁目2153番地の７ダイアパレス青梅新町209号
破産者　中元　和芳
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5084番地の１
破産者　藤田石油有限会社
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
岡山市中区海吉2127番地１
破産者　株式会社アウルトラスト
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００１号
東京都八王子市川口町1540番地672、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市暁町３丁目５番17号
破産者　松山　政治
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９６号
静岡県磐田市見付1309番地の２
破産者　有限会社ホシノ化工
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７号
岩手県大船渡市大船渡町字下平10番地４
破産者　株式会社浦嶋商店
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第２１号
千葉県香取市森戸253番地１
破産者　大竹ひろ子
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１７号
千葉県流山市野々下３丁目747番地の10、従前の住所石川県鹿島郡中能登町良川ヌ部51番地
破産者　山崎　春美
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１２７号
岐阜県各務原市川島笠田町138番地
破産者　永田　直弘
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０１７号
愛知県日進市藤枝町片平1250番地８
破産者　宮地　幹典
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１７号
愛知県春日井市高座町1928番地76
破産者　浦本隆一郎
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３５２号
最後の住所　岐阜県羽島郡岐南町平成３丁目74番地
破産者　亡奥村稔相続財産（開始決定時の表示奥村稔）
1　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
2　一般調査期日　平成30年７月17日午前11時30分
平成30年６月５日　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
名古屋市昭和区丸屋町４丁目19番地の７
破産者　鈴川　早苗
1　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
2　一般調査期日　平成30年８月１日午後１時40分
平成30年６月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２８８号
大阪府交野市妙見東４―10―16
破産者　梅木　絵美
1　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
2　一般調査期日　平成30年９月26日午前11時
平成30年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００９号
神戸市北区南五葉２丁目４番20―104号
破産者　宅配クック123神戸北店こと　齊藤浩一
1　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
2　一般調査期日　平成30年９月５日午前11時
平成30年６月６日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８号
北海道小樽市錦町18番10号
破産者　五十嵐忠一郎
1　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
2　一般調査期日　平成30年９月11日午後２時45分
平成30年６月７日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１０６６号
京都市上京区猪熊通下立売上る荒神町430番地の３
破産者　澤田　重明
1　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
2　一般調査期日　平成30年８月29日午後３時15分
平成30年６月７日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５５７３号
兵庫県尼崎市道意町３丁目８番１号
破産者　正光建設工業株式会社
1　期日　平成30年７月26日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第７６号
山口県周南市大字栗屋501番地の１
破産者　伊崎　　亮
異議申述期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月７日　山口地方裁判所周南支部